

平成26年2月6日

宮城県立病院機構未収債権回収業務委託 に関する公募型プロポーザル募集要項

1 主旨等

宮城県立病院等における回収困難となった診療費（患者自己負担分）の未収債権について、収入の確保、負担の公平性の維持、個人未収金残高の縮減を図ることを目的に、円滑かつ効率的な回収が期待できる専門的知識や実績を有する者に回収業務を委託するものである。

今回、委託者の選定にあたり、専門的知識や実績を有し、かつ、宮城県立病院機構にとって最も有利な者（企画力のあるもの）を選定するため、公募型プロポーザル方式を実施する。

2 業務の内容等

- (1) 名称 宮城県立病院機構未収債権回収業務委託
- (2) 対象病院等 循環器・呼吸器病センター，精神医療センター，がんセンター
本部（県立こども病院から引継いだ未収債権）
- (3) 履行期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
平成27年4月1日以降，随意契約により契約を継続することがある。
- (4) 業務の内容 別紙仕様書及び提案書により提案のあった業務内容
- (5) 委託料 原則として成功報酬

3 参加資格

以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 次のいずれかの要件を満たしていること。
 - 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士，又は同法第30条の2に規定する弁護士法人であること。
 - 司法書士法（昭和25年法律第197号）第4条に規定する司法書士のうち，同法第3条の2に規定する司法書士，又は同法第26条に規定する司法書士法人で同法第29条の2に規定する司法書士法人であること。
 - 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年10月16日法律第126号）第3条の規定に基づく法務大臣の許可を受け，かつ集金代行業務について同法第12条ただし書きの承認を受けている債権回収会社であること。
- (2) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (3) 過去に債権回収業務を受託した実績があること。

4 事務局（書類の提出先及び問い合わせ先）

担当：地方独立行政法人宮城県立病院機構
本部事務局予算経営課 佐々木

所在地：〒981-1239 宮城県名取市愛島字野田山47-1
(宮城県立がんセンター2F)

電話：022-796-1044 FAX：022-796-1046

E-mail：honbu-keiei@miyagi-pho.jp

HP：http://www.miyagi-pho.jp/honbu/nyuusatu_propo.html

5 主な日程等

No	内 容	期 日	備 考
1	質問受付	平成26年2月18日午後5時まで	Eメールで提出
2	質問回答の公開	平成26年2月20日	ホームページに掲載
3	参加申請書等受付	平成26年2月25日午後5時まで	Eメール又は郵送又は持参
4	企画提案書受付	平成26年3月3日午後5時まで	郵送又は持参
5	対面審査	平成26年3月6日(予定)	
6	結果通知	平成26年3月7日(予定)	

6 質問事項 (提出期限, 提出方法は「5 主な日程 1, 2」参照)

- (1) 本要項及び仕様書等に関し質問がある場合は, 別紙様式1「質問書」に記載しEメールで提出すること。電話による照会には応じない。
- (2) (1)に対する回答は, 宮城県立病院機構本部掲示板に掲載するとともに, ホームページに掲載する。(質問者に直接回答しない)
- (3) 質問に対する回答は, 本要項または仕様書の追加または修正とみなす。

7 参加申請書等の提出 (提出期限, 提出方法は「5 主な日程 3」参照)

- (1) 提出書類: (様式は, ホームページからダウンロードすること)
 - 参加申請書(様式2) 1部
 - 参加申請書附属書類 各1部(写し可)
 - ・ 3(1)の要件を満たすことを証する書類(弁護士等の証明等)
 - ・ 3(3)の要件を満たすことを証する書類(契約書等)
 - ・ 直近2事業年度の決算報告書
 - ・ 登記事項証明書
- (2) 参加申請書提出後に参加を取りやめる場合は, 速やかに参加辞退届(任意様式)をEメールで提出すること。

8 企画提案書の提出等 (提出期限, 提出方法は「5 主な日程 4」参照)

- 提出書類: (様式は, ホームページからダウンロードすること)
 - 企画提案書(様式3から様式9まで) 8部(正本1部, 副本7部)
 - 様式は必要に応じ, 複数枚に分けても良いが, サイズはA4横版とする。
 - 1者1提案とする。

9 企画提案書作成上の留意事項

- (1) 業務実施方針(様式4)
 - 宮城県立病院機構の役割と医療費の理解及び本業務内容等実施方針を記載すること。
- (2) 業務実施手法(様式5)
 - 本業務の実施手法について, 回収手順及び債務者への接触方法等について回数等も含め具体的に記載すること。
 - 債務者への配慮について心掛ける点を記載すること。
 - 未収金の回収(口座振込・コンビニ収納など), 保管(回収口座は病院毎か, 締日はいつか, など), 納入(各病院にいつ送金するか)等を具体的に記載すること。
 - また, 業務報告の方法, 内容, 頻度等を記載すること。
 - 委託料について記載すること。ただし, 居所等調査, 相続人調査, 法的手続はアかイのどちらかに必ず含めること(対応不可の場合その旨記載すること)。
 - ア 基本的に委託料は成功報酬とし, 回収実績額に対して何パーセントを請求するのか記載すること(消費税を含まない率とする)。
 - また, 成功報酬に含まれる業務を記載すること。

- イ 成功報酬以外に発生する費用があれば、内容と金額を記載すること。
- (3) 業務実施体制(様式6)
本業務の実施体制(人員等を含む)を具体的に記載すること。特に、コンプライアンス体制については必ず記載すること。
- (4) 実績状況(様式7)
次の項目について、これまでの債権回収の受託実績、及びその内数である医療機関、公的医療機関、宮城県の医療機関における実績を記載すること。
記載事項はいつ現在の実績か(これまでの受託実績欄に記載すること)。
債権回収業務の受託機関数、受託債権数、受託総額、回収実績、回収率等
主な受託先の業種及び受託内容(これまでの受託実績欄のみ)
- (5) 業務における個人情報保護体制(様式8)
個人情報保護の取組状況、取組体制について、次の点に考慮し記載すること。
個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)を遵守すること。
債権回収業務においては、個人情報の漏洩はあってはならないこと。
当機構から提供を受けた個人情報は、本業務を実施する目的以外に利用してはならないこと。
上記を遵守するための管理方法及び管理体制を記載すること。
財団法人日本情報処理開発協会が付与するプライバシーマークの取得の有無を記載すること。また、プライバシーマーク以外の個人情報保護に関する認証を取得している場合はその認証の名称、取得年月日及び登録番号等を記載すること。
- (6) その他(様式9)
(1)から(5)までのほか、本業務の効果を高めるために具体的な提案があれば記載すること。

10 対面審査

- (1) 企画提案内容を確認するため、対面審査を次のとおり実施する。詳細な日時については別途通知する。
- | | |
|-------|---|
| 実施日 | 平成26年3月6日(予定) |
| 審査時間 | 1 提案者40分程度
(プレゼンテーション20分程度、質疑応答20分程度) |
| 説明資料等 | 8で提出済みの企画提案書を用いること。
(それ以外の当日配布資料等による説明は原則認めない) |
| 説明者 | 参加者は2人以内とする。 |
| 場所 | 地方独立行政法人宮城県立病院機構本部会議室
(所在地は「4事務局」参照) |
| その他 | 対面審査時に確認した内容については提案書に含むものとし、評価の対象とする。 |
- (2) 参加業者数等によっては、対面審査を中止し委託者から参加者へ質問書を送付し、文書で回答を求める場合がある。

11 審査、選定方法

- (1) 審査選定手順
宮城県立病院機構本部競争入札委員会において、企画提案書、対面審査時の説明及び質疑応答の内容等についてプロポーザル方式評価基準に基づいて審査を行い、最優秀提案者を選定する。
なお、審査の結果によっては最優秀提案者が選定されない場合もある。
- (2) 審査項目及び評価基準
別添のとおり

(3) 参加が無効となる場合

参加申請書及び企画提案書が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合がある。

ア 提出期限、提出方法、提出先の全部又は一部が適合しないもの。

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

ウ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、平成 2 6 年 3 月 7 日 (金) までに通知する予定である。

1 2 業務委託の契約手続き

(1) 選定された最優秀提案者については見積合わせを実施のうえ、随意契約により本業務の委託契約の手続きを行う。

(2) 契約保証金は、地方独立行政法人宮城県立病院機構契約事務取扱規程による。

(3) 最優秀提案者とは、協議の上で本業務にかかる仕様等を確定させる。

(4) 最優秀提案者との協議が整わない場合、予定価格等に達しない場合、または見積合わせを辞退したとき若しくは見積決定後、当機構が指定する日までに正当な理由なく契約を締結しないときは、その選定を取り消すとともに、最優秀提案次点者と同様の契約手続きを行う。

1 3 その他

(1) 企画提案書の作成、提出及び対面審査等、このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。

(2) 企画提案書等の提出された書類は返却しない。

(3) 提出された書類は、最優秀提案者の選定以外の目的には参加者に無断で使用しないが、選定作業のため必要最小限の範囲内で複写することがある。

(4) 提出された書類は、宮城県情報公開条例 (平成 1 1 年宮城県条例第 1 0 号) に基づく情報公開の対象となる。会社 (法人) に関する情報に該当するものについては、その旨を明記すること。